

茶の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産された茶を原料として、県内で製造される「緑茶」、「半発酵茶」、「紅茶」に適用する。

(定義)

第2 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
緑茶	茶をカテキン酸化酵素による酸化をほとんど行わないで、製品としたもの。
半発酵茶	茶をカテキン酸化酵素による酸化を不十分な時点で止め、製品としたもの。
紅茶	茶をカテキン酸化酵素による酸化を十分に行った後、製品としたもの。

(品質及び品質表示)

第3 茶の品質及び品質表示の基準は、「食品表示法」(平成25年6月28日法律第70号)の食品表示基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区分		基準
品 原 材 質 料	食品添加物以外の原材料	栃木県内で生産された茶とする。
	食品添加物	使用していないこと。

(関係法令の遵守)

第4 茶の製造、表示にあたっては、第3の定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成18年 3月15日から適用する。

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。